

国立大学法人奈良教育大学情報セキュリティ委員会規則

平成27年10月23日
制 定

(設置)

第1条 国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第12条第3項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、情報処理に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 情報化のための基本方針に関すること。
- 二 情報セキュリティポリシーに関すること。
- 三 情報セキュリティ対策に関すること。
- 四 情報化推進のための施策に関すること。
- 五 その他情報化及び情報セキュリティに関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 理事（総務担当）
- 二 理事（教育担当）
- 三 次世代教員養成センター長
- 四 次世代教員養成センター副センター長
- 五 附属学校部長
- 六 教育研究支援課長
- 七 学長が指名する者 若干名

2 前項第七号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第七号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、理事（総務担当）をもって充てる。

(副委員長)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員長を補佐する者として、副委員長を置くことができる。

2 副委員長に関して、必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して、必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第9条 委員会は、設置期間限定のワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関して、必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(学長への報告)

第11条 委員会で決定した重要な事項は、学長に報告する。

(事務の処理)

第12条 委員会に関する事務は、教育研究支援課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成27年10月23日から施行する。